

2020年度 北海道大学大学院 文学院修士課程入学試験（後期）

| | |
|-------|--|
| 試験区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 一般入試 <input type="checkbox"/> 外国人留学生特別入試 <input type="checkbox"/> 社会人特別入試（後期のみ） |
| 試験科目名 | <input checked="" type="checkbox"/> 専門試験（日本史学） <input type="checkbox"/> 共通外国語（） |
| 出題の意図 | 本学院修士課程において日本史学を専攻するにあたって必要とされる日本史学に関する知識ならびに史料読解力を問うために出題した。「問題Ⅰ」は日本史を貫く重要なテーマに関する知識を論述形式で解答させることにより、受験者の問題関心および論理構成力の程度を問うた。「問題Ⅱ」は、前近代もしくは近代に関する設問を選択のうえ解答させることにより、受験者の専攻する時代における基本史料の読解能力の程度を問うた。 |

2020年度
北海道大学大学院文学院修士課程入学試験問題（後期）
(専門試験) 日本史学 全4枚のうち1枚目

この試験では、試験問題 4枚、解答用紙 2枚を配付する。

.....
【問題の構成】

- ①全2問。問題Iと問題IIからなる。
- ②問題Iは共通問題である。受験者は、全員、この問題に答えなさい。
- ③問題IIは選択問題である。受験者は、AまたはBのどちらかを選択し問題に答えなさい。
選択にあたっては、古代・中世・近世を専攻するものはAをえらびなさい。近現代を専攻するものはBをえらびなさい。

.....
【解答用紙の使用方法】

解答は問題Iと問題IIについて、別々の解答用紙に記入すること。

.....
問題 I

日本史における「国境」について述べなさい。

問題Ⅱ**A**

次の【史料1】・【史料2】を読んで、以下の設問（問1～問11）に答えなさい。なお、出題の都合上、史料の表記を改めた場合がある。

【史料1】 秋田城跡出土第一〇号漆紙文書

*問題本文は著作権法上の理由からこのホームページに掲載することができませんので、左記の出典箇所を参照するか、文学研究科教務担当の窓口で閲覧してください。

出典 象潟町編『象潟町史』資料編一（象潟町、一九九八年）図版、一八六頁。

- 問1 この文書の差出人の名前を、史料から抜粋するかたちで答えなさい。
- 問2 この文書の宛所を、史料から抜粋するかたちで答え、あわせてそれが示すと考えられる官職名を答えなさい。
- 問3 この文書の差出人は、差出時点でどこに滞在していたか、史料から抜粋するかたちで答えなさい。
- 問4 この史料は、秋田城跡外郭東門附近の土取り穴から、円形の形狀で出土した漆紙文書である。「漆紙文書」とは何か、この史料が円形の形狀をしている理由を含め、簡潔に説明しなさい。
- 問5 史料の大意につき、以下の空欄部 **A** ～ **D** の語句を史料から抜粋するかたちで答えなさい。
- 南の**A**にある**B**を**C**いたしました。もしその他に**D**のがあつたならば、早急に**C**いたしますので、指示してください。この書状は、国の□□に託しましたので、よろしくお願ひいたします。
- 問6 この史料の作成年代は、同層位出土の漆紙文書の年記等から、天平宝字三年（七五九）～同四年頃と推測されている。この年代観と史料の内容が齟齬しないと判断された理由につき、出土地や、史料に記される語句に注意を付けながら、簡潔に説明しなさい。

【史料2】

*問題本文は著作権法上の理由からこのホームページに掲載することができませんので、左記の出典箇所を参照するか、文学研究科教務担当の窓口で閲覧してください。

出典 中村孝也『徳川家康公伝』（東照宮社務所、一九七〇年）図版、七一四～七一五頁。

問7 傍線部①につき、「符」とはなにか。「太政官」と「下野国」の関係を念頭に置きつつ、古文書学的観点から説明しなさい。

問8 傍線部②につき、「東照社」に祀られた人物の名前を答えなさい。

問9 傍線部③につき、「五畿」をすべて答えなさい。

問10 傍線部④につき、旧仮名遣いで訓み下しなさい。なお、漢字にはひらがなでルビを付すこと。

問11 傍線部⑤につき、「行」とはなにか、説明しなさい。

問題Ⅱ B

史料を読んで、問一～十に答えなさい。なお、史料は出題のために改めたところがある。

史料

天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐ニタル①日本皇帝此書ヲ以テ宣示ス②朕全露西垂皇帝陛下ト望ヲ同シ朕ハ樺太島薩哈韓島ノ内朕力所領タル部分ヲ全露西垂皇帝陛下へ譲与シ全露西垂皇帝陛下へ其所領タル千島群島クリルアイランズノ全部ヲ朕ニ譲与スルヲフ互ニ決シタルヲ以テ③双方ノ全權重臣明治八年五月七日④彼得堡ニ会シ其⑤條約ヲ締盟調印セリ即其条款左ノ如シ

（出典省略）

問一、傍線部①の「日本皇帝」とは誰か、答えなさい。

問二、傍線部②の「朕」とは何か、答えなさい。

問三、傍線部③の「双方ノ全權」のうち、日本側全權は誰か、答えなさい。

問四、傍線部④の「彼得堡」は、当時のロシアの首都である。この都市の名称をカタカナで答えなさい。

問五、傍線部⑤の「條約」の名称を答えなさい。

問六、内閣制度と大日本帝国憲法が整備された後、外国と条約を締結する際に責任者となるのは外務大臣である。外務大臣の責任について、大日本帝国憲法第五五条のみを根拠とした場合、どのように説明できるか、答えなさい。

問七、内閣制度と大日本帝国憲法が整備された後、外国と条約を締結する際に外務大臣以外の国務大臣は、どのように関係して責任を負うのか、あるいは、全く関係せず責任を負わないのか、内閣官制にもとづいて説明しなさい。

問八、傍線部⑤の「條約」の後、日露国境を変更することになる、一九〇五年の条約を何というか、答えなさい。

問九、一九〇五年の条約で変更された、樺太島の国境について、説明しなさい。

問十、日本政府が樺太島統治のために設置した官公庁は何か、答えなさい。